

平成 20 年 11 月 14 日

社会保障審議会介護給付費分科会

分科会長 大森 彌 殿

次期介護報酬改定率ならびに本分科会のあり方等に関する緊急要望

1. 介護報酬改定における本分科会のあり方に関する事項
2. 本分科会の情報の事前漏洩に関する事項

1. 介護報酬改定における本分科会のあり方に関する事項

10月30日に開催された第57回社会保障審議会介護給付費分科会において次期介護報酬改定に関する具体的議論が始まったと同日、政府による追加経済対策として、来年度介護報酬改定における3%の引き上げが公表された。

今般の追加経済対策における介護報酬3%引き上げ策は、ここに来てようやく政府が、介護サービスの厳しい現状を認識し始めた証左として評価するものではあるが、新総合経済対策の目玉と言われる他の施策と同様、長期的視野に欠けているという印象が拭えない。また、過去2回にわたる介護報酬マイナス改定による閉塞感に対し、社会保障費2,200億円削減の議論もされることなく示されたこの3%引き上げ策は、引き上げ率決定の根拠に乏しく「焼け石に水」の感が否めない。

介護報酬改定に関しては、介護保険制度の理念に照らしあわせ、本分科会において、介護労働力の確保や地域差等の諸般の事情を踏まえ、「介護事業経営実態調査」等の結果を参考にしながら、建設的議論を行い意見がとりまとめられるものと理解していた。にもかかわらず、本分科会での本格的議論の最中に、まったく別次元から介護報酬改定率が公然と発表され、あたかも既定事実のように報道されている事に対し、強い失望を感じるどころである。

今回の介護報酬改定は介護従事者対策が第一の課題であるが、そもそも、介護人材確保問題ならびに介護サービス従事者の処遇改善問題は、事業の安定的経営

と不可分の課題であり、介護サービス事業所にとって、適切な収支差はどの程度必要なのかという議論をすべきと意見を述べてきたところである。

介護サービス事業そのものの経営状況が健全で確固たるものにならない限り、介護サービス従事者を取り巻く諸問題が根本的に解決されるものでは決してない。むしろ、こうした拙速な政策を認めることで、これまで積み上げてきた重要な社会資源である介護サービスそのものが崩壊の危機に瀕するのではないかと憂慮する。

本分科会の設置意義は何か。いま一度確認を求めるとともに、介護保険制度の崇高な理念に立ち帰り、持続可能な介護保険制度の将来を議論するにふさわしい場としての、本分科会のあり方を求めるものである。

2. 本分科会の情報の事前漏洩についての事項

情報の事前漏洩については、本分科会において再三指摘してきた問題である。にもかかわらず、本分科会の審議を経たうえで公表されるべき情報が、事前に新聞、テレビ等のニュースで報道される状況について、いまだに改善が見られないという印象が拭えない。

本分科会の情報の事前漏洩については、厳重に注意いただくとともに、情報管理のあり方について引き続き関係各方面に見直しを再度求める。

以上

社会保障審議会介護給付費分科会委員

日 本 医 師 会 三 上 裕 司

全国老人保健施設協会 川 合 秀 治

日本慢性期医療協会 武 久 洋 三